

2026年9月4日

「託送供給等に係る収入の見通し」の承認について

当社は、託送料金制度（レベニューキャップ制度<sup>※1</sup>）における、2023年度～2027年度（第1規制期間）の「託送供給等に係る収入の見通し<sup>※2</sup>」について、レベニューキャップ制度導入時点では想定できなかった物価や労務費、金利の上昇影響等を「収入の見通し」に反映するため、2026年7月10日、経済産業大臣に対し、変更承認申請（期中調整申請）を行っておりました。

[（2026年7月10日お知らせ済み）](#)

当社が申請した「収入の見通し」について、国による審査が行われた結果、本日（9月4日）、経済産業大臣より、申請内容のとおり承認されました。

今後、本日承認された「収入の見通し」に基づき、経済産業大臣に対し、電気事業法の規定による託送供給等約款<sup>※3</sup>の変更届出を行い、2026年11月1日から、新たな託送料金単価を適用する予定としております。

当社は、今後も東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で快適な暮らしを支えるため、引き続き物価等上昇を適切に取引価格へ反映することで、必要となる施工人材の確保や資機材・物流等のサプライチェーンを維持し、電力の安定供給とさらなるコスト低減の両立に取り組んでまいります。

※1 レベニューキャップ制度

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（2020年6月成立）に基づき改正された電気事業法により、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、レジリエンス強化や再生可能エネルギーの主力電源化を図ることを目的に、従来の総括原価方式に代わって、新たに導入された託送料金制度。

本制度では、一般送配電事業者が、国の策定する指針（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針（令和4年経済産業省令第61号[令和4年7月22日公布]））に基づき、一定の規制期間（第一規制期間は2023年度から2027年度の5年間）に達成すべき目標を示した事業計画を策定し、その実施に必要な費用等を見積もった収入の見通しについて、国の承認を受けたうえで、託送料金単価を設定することとなる。

【参考】電力・ガス取引監視等委員会ホームページ「託送料金とレベニューキャップ制度」

[https://www.egc.meti.go.jp/info/revenue\\_cap/#pageTop](https://www.egc.meti.go.jp/info/revenue_cap/#pageTop)

※2 託送供給等に係る収入の見通し

国の策定する指針に基づき、一定の期間（規制期間）に達成すべき目標を示した事業計画を策定し、その実施に必要な費用を見積もった収入の見通し。一般送配電事業者は、経済産業大臣の承認を受けた収入の見通しの範囲で託送料金を設定する。

※3 託送供給等約款

小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する際の料金等の供給条件を  
定めたもの。

以 上